

「キャンパス・アジア」モニタリング

モニタリング報告書

大学名	名古屋大学	
取組学部・研究科等名	大学院法学研究科・法学部、法政国際教育協力研究センター	
構想名称	東アジア『ユス・コムーネ』（共通法）形成にむけた 法的・政治的認識共同体の人材育成	
海外の 相手大学	【中国】	中国人民大学法学院、清華大学法学院、上海交通大学凱原法学院
	【韓国】	成均館大学校法学専門大学院/社会科学部、ソウル国立大学校法科大学

平成26年1月

独立行政法人大学評価・学位授与機構
「キャンパス・アジア」モニタリング委員会

「キャンパス・アジア」モニタリング報告書について

「キャンパス・アジア」のモニタリングは、日中韓質保証機関協議会*¹が実施するプロジェクトで、「キャンパス・アジア」パイロットプログラム*²をケース・スタディとして取り上げ、プログラムの優良事例を抽出しながら、国際的に連携した教育を展開するうえで「保証すべき質」についてより明確にし、3か国間で共通の質保証機関のガイドラインを作成することを目指しています。

モニタリングでは、プログラムの最低限の質を確認するような評価ではなく、国際的に連携したプログラムの現状や質向上にかかる活動を把握・確認し、**教育の質の観点から優良事例を抽出して、それらを国内外に広く発信していくことを目的**としています。

「キャンパス・アジア」パイロットプログラムは、2011年に開始され、5年間のプログラムとして採択されています。その間において、日中韓質保証機関協議会は、モニタリングを2回実施することとしています。1回目のモニタリングは、日中韓各国における関連法規や評価制度・手法を踏まえて、各国が個別に実施することとしました。

パイロットプログラムの取組みは今年度で3年目を迎え、交流の動きも本格化しています。1回目のモニタリングでは、機構の「キャンパス・アジア」モニタリング委員会が定めたモニタリングの基準に基づき、各プログラム実施主体が平成24年度末までの取組みについて自己分析を行いました。この自己分析書に対して書面調査を行うとともに、訪問調査を通じて今年度（平成25年度）までの取組状況を聴取しました。

本報告書は、そのモニタリング結果をまとめたものです。なお、**優れた取組みの抽出**にあたっては、当該大学の自己分析書の文章をもとにし、説明に際して最低限必要な修正を加えました。

さらに、プログラムの今後一層の進展に資するため、**大学から今後の課題点を記載していただき、それに対するモニタリング実施側からのコメントを付記**して、本報告書に掲載しました。なお、このコメントは、モニタリング委員・専門委員の立場からのもので、モニタリング委員会全体の意見を代表するものではありません。

※本報告書の形式について

基準1から4の各基準毎に、「取組みの特徴」の後に、「抽出した優れた取組み」を枠内 () に示し、その理由を付しています。

なお、本報告書の電子版およびモニタリングの基準やプロセスをまとめた『「キャンパス・アジア」モニタリングハンドブック』の電子版は、大学評価・学位授与機構ウェブサイト (http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/jkccouncil/campusasia_monitoring.html) をご覧ください。

*1： 大学評価・学位授与機構、中国教育部高等教育教学評価センター（HEEC）、韓国大学教育協議会（KCUE）の3つの質保証機関から構成。

*2： 平成23年度大学の世界展開力強化事業タイプA-I：日中韓のトライアングル交流事業として採択された10のプログラム

<目 次>

I	モニタリング結果の概要	1
II	基準ごとのモニタリング結果	
	基準1 教育プログラムの目的	2
	基準2 教育の実施	
	基準2-1 実施体制	5
	基準2-2 教育内容・方法	8
	基準2-3 学習・生活支援	11
	基準2-4 単位互換・成績評価	13
	基準3 学習成果	15
	基準4 内部質保証システム	16

<付録>

採択プログラム実施主体から提出された自己分析書

I モニタリング結果の概要

総 括

名古屋大学において1990年代より実施しているアジア諸国に対する法・政治研究、法整備支援事業で培われた経験や大学間関係を基礎に形成された特徴あるプログラムであり、参加大学の学部長による会議で人材育成の必要性について検討・分析を行い、枠組み作りが行われ、目的設定・共有が優れて進展している。

「Quality Assurance 協議会」を設置することで参加大学間の協力体制が機能し、名古屋大学では中国人・韓国人教員を複数名配置するなどして大学間の日常的な意思疎通を図っており、体制整備が優れて進展している。教育内容・方法については、3か国の参加大学での協議を得て6科目の共通科目を設定し、それぞれの大学で共通して提供しているとともに、入念な事前教育を実施することで教育効果の向上を実現しており、進展している。派遣学生の事前研修や派遣後に教員を派遣してインタビューを行うことや、チューター制度、学生サークルの活用など、学習・生活面の支援に係る取り組みが十分に行われ、優れて進展している。単位互換については、その方法や互換単位数について協定書に明記して行っており、成績評価では相手大学の評価を自大学の評価に読み替える方式を定めており、進展している。

内部質保証システムについては、アンケート調査やレビュー、学生の報告書の作成と公表などを行っており、多様で多面的な点検評価となっている。また、高校生向けセミナーなど情報を積極的に公表しており、進展している。

優れた取組み

- ・ 本プログラムは、名古屋大学大学院法学研究科・法学部および名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）が1990年代より実施しているアジア諸国に対する法・政治研究、法整備支援事業の膨大な経験の蓄積によって可能となった取り組みである。
- ・ 協定書の制定と締結により、プログラムの目的が共有され、運営指針として機能している。
- ・ Quality Assurance 協議会を設立し、定期的（年2～3回）に各国持ち回りで開催し、本プログラムの運営方法や課題等の検討を行っている。
- ・ 中国・韓国の法律学・政治学を専門とする教員、中国への留学経験のある教員、日本で学位を取得した中国人・韓国人教員を本プログラムの中心に配置し、国際的な対応能力の高い教職員による教育を実施している。
- ・ 留学先において英語、または現地語による法律学・政治学の講義、および現地語を習得するための特別授業が提供されている。特に、日本からの長期派遣学生は、派遣前の1年間に実施される事前教育を受講することで、派遣時ではすでに語学および現地の法律学・政治学の基礎を身につけている。
- ・ 成績評価はQA協議会が策定するガイドラインに基づき、講義担当者が原案となる成績評価を行い、それをQA協議会に報告し、了承されることで確定する。

II 基準ごとのモニタリング結果

基準 1 教育プログラムの目的

海外大学との共同教育プログラムの目的が明確に定められ、参加大学の間で共有されているか。

取組みの特徴

名古屋大学において 1990 年代より実施しているアジア諸国に対する法・政治研究、法整備支援事業で培われた経験や大学間関係を基礎に形成された、特徴あるプログラムである。育成すべき人材像とその目的は明快であり、参加大学の学部長による会議で人材育成の必要性について検討・分析がなされ、枠組み作りがしっかりと行われてきたと判断される。また名古屋大学の国際化戦略の中でも明確に位置づけられており、大学内でその意義が共有されている。以上のことから、質を伴った取組みの構築が優れて進展していると判断される。

抽出した優れた取組み

定期的開催される各参加大学の学部長による会議において、人材育成の社会的・学術的な必要性について検討・分析するとともに報告書としてまとめ、プログラム目的に対する認識が調整・共有される。

(優れている理由)

学部レベルの法学院院长・学部長会議を年 1 回、実務教員レベルの会議を年 2 回開催し、目的や連携の枠組みを設定していることは、中韓、特に中国の大学との連携では重要であり、取り組みのモデルとなるものである。

学際間人材、アジアから世界に向けて発信できる人材の育成というターゲットは明確で、参加大学すべてで共有されており、派遣学生の受入校では語学はもちろん法学・政治学にわたる共通必修科目を設置しており、育成する人材像に求められる知識・スキル・態度等の学習成果を含めて明確に定められている。

(優れている理由)

育成する人材像を、「①日中韓の法・政治・社会の現状に関する知識とその運用能力を持ち、共通法の形成に積極的に参画しうる人材、②共通法形成の基礎となる法情報・法令用語の共有化に向けた新しい比較法学を担う人材の育成、③その成果を他のアジア諸国（特に体制移行国）の法発展に応用し、法整備支援を通じて新たな法の形成・運用を支援しうる人材」という形で明確に定めており、参加大学で共有されている。また、そのような人材像を踏まえて、共通必修科目を設定していることは優れている。

名古屋大学大学院法学研究科・法学部および名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）が1990年代より実施しているアジア諸国に対する法・政治研究、法整備支援事業の膨大な経験の蓄積によって、はじめて可能となるプロジェクトであり、これは国内唯一であるばかりでなく、世界的にもきわめてユニークな取り組みであり、高く評価されている。これらの取組を通じて、今後必要となると考えられたのが本プログラムの育成すべき人材像であり、本プログラムの目的である。

（優れている理由）

アジア的な共通法構築に向けた国際的中核人材の育成という目的は明確である。名古屋大学法学研究科・法学部ならびに法政国際教育協力研究センターがこれまで実施してきた蓄積の上に実質的な教育の内容が整備されていることは非常に優れた取り組みである。特に、日本法の学習の場を提供するのではなく、アジアにおける共通法構築という、より普遍的な課題設定を行ってきたことにより、他国の大学の連携関係が構築しやすいものであったことは参考になる点である。なお、東アジアにおける法律の伝播の歴史や日本の法律の性格に鑑みると、法学では日本がリーダーシップをとりやすい状況にあることも背景要因とのことである。

Establishment of a supportive core for CAMPUS Asia Jus Commune Triangle Agreement for Academic Exchange and Cooperation」および「Establishment of a supportive core for CAMPUS Asia Jus Commune Triangle Agreement for Academic Exchange and Cooperation (Detailed Regulations)」(以下、協定書とする)では、学生の交流、教員、研究者及び職員の交流、学術資料、刊行物及び学術情報の交換、共同研究及び各大学の利益となるその他の活動を協力して行うことが明確に定められている。協定書の制定と締結により、プログラムの目的が共有され、運営指針として機能している。

（優れている理由）

協定書の締結によって参加大学間で活動内容などが定められ、共通認識が形成されていることは優れている。

本プログラムは名古屋大学の国際化戦略「名古屋大学から Nagoya University へ」の中に位置づけられていることから、本プログラムの目的が、自大学の目的や国際化戦略の中に位置づけられ、関係者に共有されていると言える。

（優れている理由）

本プログラムは名古屋大学における「濱ロプラン」の中で社会科学系の国際化の計画の主要項目の一つとして設定されており、大学全体の国際化戦略の中にも位置づけられていることは優れている。中韓からは大学院生の参加に対する要望があることを踏まえて、修士課程の大学院生への発展も検討されており、大学間での方向性の共有も図られている。

モニタリング実施側からのコメント

- ・ プログラムの目的をより具体的なコンピテンスの形で表現すれば、プログラム運営における参加大学間の相互理解が深まるだけでなく、一個の課程としての凝集性がさらに高まるのではないかと。

大学が指摘した課題とそれに対するコメント

○大学が指摘した課題

- ・ 目的と成果のフィードバックと今後もプログラムを持続させるための具体的な取り組みが必要である。
- ・ 学部レベルでのデュアル・ディグリーの実現は、各国の学位認証システムからして、現実には難しい。
- ・ 中国の参加大学は、学部より大学院の交流を深める意思が強いので、プログラムの目的を調整する必要がある。

○コメント

- ・ 人材育成の目標が明確なので、特にダブル・ディグリーを目指す必要はないのではないかと。ポイントは、各大学での教育内容の質が目指す人材の育成に叶うかどうかであって、副次的なものとして考えるべきであると思う。
- ・ 中国の大学からの要望に関しては、将来的にデュアル／ジョイント・ディグリーへの実現に対して参加大学間で意見が一致しているのであれば、引き続き協議を進められたい。
- ・ 暗記試験による大学統一入試の弊害は、中国において深刻であり、学部教育改善の意欲はそれなりに強いものがあるところから、日本からの情報発信は、それなりに有効と考えられる。

基準 2 教育の実施**基準 2-1 実施体制**

目的を達成するための体制が、参加大学等の中で適切に構築され、機能しているか。

取組みの特徴

「Quality Assurance 協議会」を設置することで参加大学間の協力体制が組織されており、実際に共通科目の教育内容、成績評価等にかかるガイドラインの作成、成績の了承を行うなどして、教育の共同性を担保する実質的な機能を果たしている。また、名古屋大学では中国人・韓国人教員が複数名関与することで、大学間の教職員の日常的な意思疎通がはかられており、質の向上に十分な注意が払われている。海外留学と勤務の経験を有する専従の事務職員を雇用していることは優れている。以上のことから、質を伴った取組みの構築が優れて進展していると判断される。

抽出した優れた取組み

「Quality Assurance 協議会（以下、QA 協議会）を設立した。QA 協議会は定期的（年 2～3 回）に、各国持ち回りで開催され、本プログラムの運営方法や課題等（具体的には、派遣・受入学生の選抜・確定、共通科目の教育内容、成績評価等にかかるガイドラインの作成・改訂、参加大学のカリキュラムの確認、成績評価、単位認定など、質の保証された教育の共同実施を可能にするために必要な制度について）の検討が行われている。

（優れている理由）

QA 協議会を設置し、頻度高く開催することにより、参加大学間の連絡調整機関として実質的に機能していることは優れている。具体的な検討課題が明確にされており、教育内容、成績評価等についての協議が行われていることに加えて、とりわけ単位認定、また、対象学生の選抜をこの協議会で行っていることは、プログラムの質を共同で高める取り組みとして優れている。

参加大学の教職員相互で日常的な連絡体制が構築され、機能している。

（優れている理由）

中国人・韓国人教員が複数名存在することにより、他国の大学との意思疎通が可能となる体制が構築されている。特に、他国で十分な事務体制が構築されていないなどの理由によってコミュニケーションが滞りやすい状況が生じがちである場合にも、名古屋大学が主体となり、円滑な連絡を図っていることは優れている。

中国・韓国の法律学・政治学を専門とする教員、中国への留学経験のある教員、日本で学位を取得した中国人・韓国人教員を本プログラムの中心に配置するとともに、英語による講義が可能な教員（日本人および外国人）を確保・配置することによって、国際的な対応能力の高い教職員による教育を実施している。

[大学名：名古屋大学]

(優れている理由)

中国、韓国の事情に詳しい教員、英語による講義が可能な教員を揃えていることは優れており、モデルとなりうるものである。また、教員のみならず、職員も連携して、国際的なプログラムへの対応ができる体制としているところが優れている。

中韓の参加大学から1名ずつ、法と政治に関する事前教育を担当する教員を特任教員として招聘

(優れている理由)

相手大学の教員を特任教員として招聘し、事前教育に活用する方法は、参加大学間の教育の共同化を促すモデルとして優れている。

少なくとも毎月1回、本プログラムに携わる教職員（非常勤講師を除く）による会議を開催し、またメーリングリストやデータベースを作成し、これらにより経験と情報を共有化することで対応能力の向上に努めている。

(優れている理由)

定期的に教職員の会議を開催することにより経験・ノウハウを共有し、対応能力向上に努めていることは優れた取組みである。

モニタリング実施側からのコメント

特になし

大学が指摘した課題とそれに対するコメント

○大学が指摘した課題

- ・ 教職員のFD、SDを強化する必要がある。
- ・ 韓国の参加大学と中国の参加大学との間の意思疎通がうまく図られなかったことがあったため、日本側のさらなる積極的な関与が求められている。
- ・ 自大学において、受入学生に対するより充実した教育を提供するために、教務関係、留学生関係の学内支援体制をより強化する必要がある。

○コメント

- ・ 中韓の大学の意思疎通がうまくいかないのは、よく起こることであり、日本側の積極的な関与はプログラムの円滑な運用には、不可欠と言わざるを得ない。これをマイナスと捉えるか、日本側が主体的に動く上で、プラスと捉えるかで、日本側の対応の仕方が変わってくるであろう。
- ・ 日本政府の提案で開始されたプログラムであるが、中韓の大学間交流が進展することも重

要であり、協議会の場で、十分議論していただきたい。

基準 2-2 教育内容・方法

目的を達成するために適切な教育内容や教育方法が共同して検討され、実施されているか。

取組みの特徴

3か国の参加大学での協議を得て、6科目の共通科目を設定し、それぞれの大学で共通して提供していることはプログラムの共同性という点から優れている。共通科目と選択科目という学部教育に組み込まれた形が用意されており、モデルとなりうる要素がほぼ整っている。英語による教育を主として、現地語教育を従とする点が明確になっているのも、優れている。事前講義や事前研修など、入念な事前教育を実施することで、教育効果の向上を実現している。また、弁護士事務所など育成する人材像に適した場所でのインターンシップを行っており、今後のさらなる発展を期待したい。以上のことから、質を伴った取組みの構築が進展していると判断される。

抽出した優れた取組み

日中韓の参加大学におけるカリキュラム構成や科目の情報については、年 2~3 回開催される QA 協議会および年 1 回開催される法学部長・院長会議を通じて共有されている。

(優れている理由)

参加大学間でカリキュラムについて共同で検討し、それを各レベルの会議によって情報共有していることは優れている。

3か国で共通した人材育成を目指すために、QA 協議会での検討・協議を経て、共通科目(現地の法律学・政治学入門、社会科学のための現地語学習、社会科学的素養・国際社会への視野を養う講義)を設定することとされ、実施されている。また、主管校(中国人民大学、成均館大学校および名古屋大学)においては、共通科目と選択科目が提供されている。

(優れている理由)

3か国で合意した人材像を踏まえて、共通科目 6 科目の構成を QA 協議会で検討しており、実際に 3か国の大学それぞれにおいて共通して提供されていることは、キャンパス・アジアにおける教育の共同性の観点から優れている。

留学先において英語、または現地語による法律学・政治学の講義、および現地語を習得するための特別授業が提供されている。これら大学の中での教育とは別に各種の課外活動の場を用意し(2012年度の実施例として、東京・最高裁見学、広島・岡山への社会学習等)、留学先の社会を内面的に理解する機会を提供している。

特に、日本からの長期派遣学生は、派遣前の 1 年間に実施される事前教育を受講することで、派遣時ですでに語学および現地の法律学・政治学の基礎を身につけており、一般の留学生に比して派遣後の学習効果が格段に高いとの評価を受けている。また、事前

研修や中国・韓国の参加校から招聘する特任教員・中国・韓国の参加大学からの留学生との交流を通じ、派遣後の学習・生活がきわめてスムーズとなっている。このように、本プログラムが参加大学との国際共同プログラムであることが、留学を単なる現地での生活経験や初歩的な語学能力の習得というレベルに止めることなく、より高度かつ専門的な語学力及び知識の習得を可能とし、それが付加価値や国際競争力の向上に繋がる。

(優れている理由)

共通科目は英語で提供されており、教育方法の明確化として重要である。一方で、受入れ国の言語習得や課外活動の機会を設けていることも優れている。また、自国内での事前教育において、語学にとどまらず、知識・能力水準の向上などの取り組みを行っており、教育効果を上げるうえできわめて優れた取り組みである。さらに、事前研修や、参加大学からの留学生との交流などが用意されているのは、システムとして配慮されているといえよう。

長期派遣学生に関して、以下の教育活動を行っている。

- 1) 英語、中国語または韓国語、中国または韓国の法律学および政治学に関する1年間の事前教育
- 2) 定期的に外国から講師を招聘しての特別講演
- 3) 留学に向けた事前研修としての、中国・韓国への短期研修(2週間程度)
- 4) 中韓からの受入学生と長期派遣予定の日本人学生をペアとしての相互学習
- 5) 派遣先大学における6科目の必修科目(共通科目)+選択科目の提供(専門科目教育)、加えて、語学教育として、少なくとも半年間の現地語(中国語・韓国語)研修の提供
- 6) インターンシップ

(優れている理由)

長期派遣学生に対する教育活動は、よく配慮されている。事前研修の実施や学生のペアによる相互学習はモデルとなるであろう。必修科目と選択科目の組み合わせ等、学部教育の中に本プログラムを組み込むシステムを構築しようとしており、モデルとして意味を持つものとなっている。

日本での短期受入学生に対しては、2012年8月に名古屋市内の弁護士事務所5カ所においてインターンシップを実施し、また長期受入学生に対しては、2013年3月に「Daewoo Japan」における1週間ほどの企業研修を行った。また、2013年8月には派遣先でのインターンシップ実施を予定しており、協議が進められている。

(優れている理由)

育成する人材像に関係の深い場でのインターンシップを実施しており、本プログラムの教育内容を豊かにするうえで優れた取り組みである。

モニタリング実施側からのコメント

- ・ 法律学・政治学の教育というターゲットと、英語による教育を主とするという点が明確なのは、かえって語学教育化させない国際化という点で、優れている。現地語による教育の比率をどこまで高めるのか、「社会科学のための」と明示した現地語教育は面白いが、それほどどこまで可能だろうか。

大学が指摘した課題とそれに対するコメント

○大学が指摘した課題

- ・ 法律学・政治学に関する英語による講義が24科目用意されているが、極めて積極的な一部の学生のニーズに対応し切れていないところもあるため、その拡充を図る必要がある。
- ・ 日本からの第一期長期派遣学生の中に、その語学力（英語）から一部講義の履修に問題が生じた。初年度派遣学生であったため事前学習の体制が万全でなかったという点も考慮すべきであるが、派遣前の段階で語学力をより強化させる必要がある。
- ・ 派遣先大学において英語で開講されている専門科目がやや少ないことから増加を要請している。
- ・ 中国・韓国からの長期受入学生に関しては、派遣元の大学における派遣前の事前教育が十分に行われているとは言い難いため、実施を要請したい。
- ・ 中国側の主管校が法学院（法学部）であることから政治学の科目が弱く、また、韓国においては法科大学院の発足とともに法学部が消滅したことから法学関係の選択科目が大学院のものに限られるという状況が生じた。このように、三カ国の制度の差によって発生する問題が存在しており、これを解決する方策をQA協議会の場でも検討中である。

○コメント

- ・ 英語レベルは、事前教育の充実によって補われるべきだが、学生の選抜に際して、英語力を選抜の要件に入れることも考慮してよいのではなかろうか。
- ・ 英語力の向上は、本プログラムだけでは実現が難しいのではないか。むしろ、全学的な英語力向上の取り組みのなかで実現をはかるべきではないか。
- ・ 語学力の面でのレディネス※の客観的な測定等を取り入れられるとよい。
- ・ 相手大学の対応の不足に対して、要望を提示し、対策を講じてもらうのは当然として、英語による開講コマの不足などは、教育交流として日本からの教員派遣もありうるのではなかろうか。相手大学の意向の尊重と、相互のバランスに配慮しつつというのは、もちろん前提となるが、改善が望めないことも十分想定されるところから、名分を考慮した上での検討課題ではなかろうか。
- ・ 日本側の事前準備体制と、中韓の体制が若干水準が異なるようなので、その点は改善する努力をお願いしたい。

※レディネス：英語での授業を受けるに必要な、英語能力。特に、法学・政治学等に特有の語彙、用語の英語での知識、読解力、リスニング力、ディスカッション能力など

基準 2-3 学習・生活支援

学生が適切に学べる環境を形成し、学習・生活面の支援を行っているか。

取組みの特徴

派遣学生の事前研修や派遣後に教員を派遣してインタビューを行うなど、学習・生活面の支援に係る取組みが十分に行われている。受け入れの支援体制も、中国人・韓国人教員による履修指導やチューター制度が充実している。これらにより、現場で把握された課題が解決できる体制ができている。また、奨学金や宿舍の支援体制が整備されており、プログラム参加大学による自助的な取組みがなされているのも、プログラムが機能しているという意味で優れている。以上のことから、質を伴った取組みの構築が優れて進展していると判断される。

抽出した優れた取組み

中国・韓国への派遣学生に対しては、およそ派遣後 3 ヶ月を目途として現地に教員を派遣し、派遣学生本人に対して現地での生活・学習状況に関するインタビューを行うとともに、受入大学の責任者ならびに講義担当者に対しても、派遣学生の生活・学習状況に関するインタビューを実施している。今後は、テレビ会議システムを利用した定期的な面談も行う予定である。

(優れている理由)

派遣学生へのケア、インタビューによる細かな改善、相手大学の教育実態についての情報収集、相手大学との教員レベルの意思疎通の強化等の点で、大変優れた取組みである。特に、「具体的な問題は具体的に解決するしかない」ため、教員を派遣することで対応するのは、現実の処理として準備しておくべきことと思われる。また、テレビ会議システムの導入により、定期的な面談を可能にすることは優れた取組みである。

中国・韓国からの受入学生に対しては、中国人教員、韓国人教員が履修指導を行ったり、学内各種資料の翻訳や諸手続の支援を行ったりしている。また、受入学生一人に対して日本人学生一人をチューターとして配置し、週に一度以上対面で言語や学習のサポートを行っている。さらには、部局所属の留学生担当講師および日本人学生のボランティアサークル SOLV (School of Law Volunteers (SOLV)) による生活面・学習面のケアも行っている。

(優れている理由)

受け入れ学生に対する担当教員による指導に加え、関連部局教員による学習支援・生活支援、チューターによるマン・ツー・マンに近い対応を取っているのは、プログラムを起動させる取組みとして優れている。他方で法学部学生のボランティアサークルである SOLV によるケアなど、キャンパス・アジア以外の学生との交流が行われることも意図している。

中国・韓国への派遣を希望する学生に対して、事前研修の機会を利用して派遣先の大学を訪問し、自らの目で確かめ、体感する機会を与えている。その上で、派遣が決定した学生には派遣前にオリエンテーションを実施し、派遣先での生活支援の状況を的確に伝える機会を設けている。

(優れている理由)

派遣先大学を事前に訪問できる研修や、派遣前のオリエンテーションは効果的である。学生の安全のための支援体制が、相手大学との連携、海外事務所、海外同窓会を活用して整備されていることは優れている。

モニタリング実施側からのコメント

- ・ 学生の学習・生活に対して、総じて入念な支援が行われている。教員の派遣というプログラムとしてのケアと、学生の自主性に任せる面をうまく併用している。
- ・ 教員の派遣によるケアは、具体的な問題を解決する手段として有効だが、これをシステムとして採用するのは、将来的にも有効であるかは疑問である。個別対応によって蓄積された経験を、システムに還元していく工夫が望まれる。教育機器の貸し出しは、重要なポイントだと思われる。安否確認のシステムへの加入も重要である。

大学が指摘した課題とそれに対するコメント

○大学が指摘した課題

- ・ 派遣先から帰国後の自大学学生の学習面に対する支援が必要となる。
- ・ 中国・韓国からの受入学生の名古屋大学における身分は特別聴講学生であり、規定上、正規学生と異なる扱いをされるため、諸般の不都合が生じていることから、それに対する策を講じる必要がある。
- ・ 各参加大学からの第一期の派遣学生が派遣元大学に帰国した後は、これら学生を今後の学習・生活支援に取り込んでいく必要がある。

○コメント

- ・ 事後学習として、派遣先での勉学を学生が十分消化できるよう、今後の取り組みに期待したい。
- ・ 派遣での学生の学習面でのケアについて、とくに履修科目のアンバランスなどの調整を派遣先である程度行うことは、やはり難しいのであろうか。教育交流として、日本側から政治学等の科目を教員派遣によって、相手大学の学生向けの講義を開設する形で補う等の方法は考えられないだろうか。もちろん、相手大学を尊重し、面子に配慮するという前提の上であるが。これは、受入学生の帰国後の学習面でのケアにもつながるものと思われる。
- ・ 留学後の支援の必要性を認識していることは重要である。留学プログラムの効果がさらに深められ、期待される人物像が育成できるよう、留学後の支援について参加大学間で協議していただきたい。

基準 2 - 4 単位互換・成績評価

単位の取得や海外大学等との互換方法、成績評価の方法および海外大学等との互換方法が定められ、機能しているか。

取組みの特徴

単位互換の手続きについては従来から名古屋大学で行っていた方式を基にしつつ、互換方法や互換単位数について協定書に明記して行っている。成績評価についてはガイドラインが策定されており、参加大学間で合意されていることは優れている。特に相手大学の評価を自大学の評価に読み替える方式を定め、単位の実質化を行っていることは優れている。今後、成績評価に必要な学習目標の達成度の検討や、成績分布の情報共有がなされることを期待したい。以上のことから、質を伴った取組みの構築が進展していると判断される。

抽出した優れた取組み

本プログラム開始以前から交換留学生の留学による単位振替認定は行われてきており、その際、シラバス等の提出を求め、単位制度・授業時間数等はじめ履修単位の内容を詳細に検討した上で、振替認定を行ってきている。本プログラムにより取得した単位の振替認定についても同様である。

単位互換の方法については日中韓での1単位の授業時間を比較した上で、QA協議会の場において協議し決定した。名古屋大学法学研究科では、日本と中国では1単位を1単位で互換し、韓国で取得した3単位を日本では4単位として互換する方法を定めた。

(優れている理由)

単位認定にあたって、従来から行われている単位互換スキームを基礎にして、派遣先での学習内容を十分確認するよう努めている点は優れた取り組みである。また、単位互換における単位数の換算についても、1単位の授業時間を踏まえて3か国の協議会で方法を定めている。

単位互換の上限管理については、日本から中国への派遣学生は、必修科目：半期・2単位科目3講義、選択科目：半期・2単位科目8講義以下（最大合計22単位）。日本から韓国への派遣学生は、必修科目：半期・3単位科目3講義、選択科目：半期・3単位科目4講義以下（最大合計21単位）と定めている。

(優れている理由)

単位互換の上限管理は、卒業に必要な単位数の中で、本キャンパス・アジアプログラムにて取得した単位をどのように位置づけるかという点から重要である。そのため、協定書により各科目の単位認定の上限が明示され、参加大学間で共通認識されていることは、優れている。

すでに QA 協議会において成績評価方法に関する調整が行われている。成績評価は QA 協議会が策定するガイドラインに基づき、講義担当者が原案となる成績評価を行い、それを QA 協議会に報告し、了承されることで確定する。このような形で、単位の実質化が図られることとなっている。

名古屋大学法学研究科では、成績については読み替え表を作成し、中国の A を名古屋大学の S と読み替えるなどの方式を定めている。

(優れている理由)

QA 協議会が成績評価についてガイドラインを定め、成績原案を QA 協議会で報告・了承する仕組みを設け、成績評価の統一性、水準を実質的に保証する機能を果たしている点は、特に優れている。実際には、出席状況・授業態度・レポート試験・筆記試験等の成績の根拠を QA 協議会で確認している。9 段階評価、5 段階評価など各大学で異なる評価を、振替認定する際に、相手大学の評価を自大学の評価に読み替えることで実現させており、他大学のモデルとなる。今後、各国・各大学での成績分布についても情報把握を行い、成績の読み替えが妥当なものとなっているか確認をすすめていただくことを期待したい。

モニタリング実施側からのコメント

- ・ 本プログラムは、交換留学をモビリティの枠組みとしているが、通例の交換留学と異なり、一つの教育プログラムとしての完結性がある。その点、参加大学間の科目内容の統一性が問われるが、これについて詳細を詰める必要があるのではないかと。
- ・ 本プログラムは、必修科目にまで踏み込んだものであり、その点は優れている。

大学が指摘した課題とそれに対するコメント

○大学が指摘した課題

- ・ 4 年での卒業を保証するために、単位互換・成績評価に関して改善をする必要がある。
- ・ 具体的な単位互換方法を引き続き検討する必要がある。
- ・ 参加大学において単位互換方法を統一化する。

○コメント

- ・ 卒業延期を避ける方策というのは、単位互換や成績評価の問題よりも、履修モデルの問題ではないか。本プログラムへの参加を 4 年間の修学にどう組み込むかのモデルを作成して学生に提示することを検討していただきたい。
- ・ 単位互換・成績評価においては、単なる学習量だけの対比ではなく、むしろプログラムとしての内容的統一性に向けて、科目内容のすり合わせが求められるのではないかと。

基準3 学習成果

教育プログラムの目的に即して学習成果を測定する方法を設定し、成果が適切にあがっているか。

取組みの特徴

学生の講義の履修状況等についての質問票を用いた調査を始めている段階であり、より詳細な測定方法や分析方法の検討については今後の取組みを期待したい。また、各講義の評価・認定と共に、プログラム全体としてのアウトカム評価（目指す人材に成長しているかどうかの把握）の方法を検討していただきたい。また、実施を予定している学生シンポジウムについても継続して行われることを期待したい。以上のことから、質を伴った取組みの構築が標準的であると判断される。

モニタリング実施側からのコメント

- ・ 受講者の成績評価に当たって、教育プログラムの目的がどの程度達成されたかという視点をより勘案する取組みに期待したい。

大学が指摘した課題とそれに対するコメント**○大学が指摘した課題**

- ・ 帰国後の展開までを視野にいれ、学習成果を確認する方法（たとえば研究論文の提出や評価など）について検討する必要がある。

○コメント

- ・ 学生の成果をより広く把握する取組みと合わせて、それが本プログラムとしての目的とどう合致するかについて、検討を進めていただきたい。
- ・ 学習成果の測定方法について、参加大学間での早急な協議が必要であると思われる。
- ・ 学生の報告書は、派遣期間中に「生存報告」（言葉は少しきついが）も含めて、定期的に提出させるのも、一つの方法であろう。

基準 4 内部質保証システム

内部質保証や改善のための体系的な取組みが、参加大学との連携のもとで行われ、機能しているか。

取組みの特徴

アンケート調査やレビュー、学生の報告書の作成と公表などを行っており、多様で多面的な点検評価となっていることが優れている。履修状況や成績の分析も行っている。今後、外部の評価者による評価方法を導入する等の検討を願いたい。また、3か国の大学間での質保証をどのように実現するかは、このようなプログラムの要諦であるため、今後の工夫に期待したい。プログラムに関する情報発信の取り組みについては、高校生向けセミナーをはじめとして多角的に実施しており、情報を積極的に公表することは優れた姿勢である。以上のことから、質を伴った取組みの構築が進展していると判断される。

抽出した優れた取組み

派遣学生・受入学生へのアンケート調査とレビュー、事前教育・附属プログラムの参加学生へのアンケート調査とレビュー、および履修状況と学習成果の分析が行われている。

(優れている理由)

アンケート調査とレビュー等による多面的な評価・点検を構想することで質の保証を高めようとする取り組みは優れている。履修状況や成績についての詳細な分析もおこなっており、派遣・受入学生が適切に学習を行っているかを確認していることも優れている。多様で多面的にプログラムをレビューするという方向性は今後のキャンパス・アジアの展開に有用な知見を提供するものと期待される。

本プログラムの教育内容や学生の学習成果・教育効果の情報は、高校生セミナーやホーム・カミングデー、新任研修会におけるポスター発表を通じて、プログラムの教育内容を社会、学内に向けて発信をしている。事前研修、International summer schoolなどの附属プログラムの成果については、参加学生による報告書を作成し、公表している。このようなかたちで、本プログラムの実施状況を公表・発信することにより、社会で広く理解されるようになってきているものと判断する。

(優れている理由)

プログラムの成果や実施状況について、学内外に広く情報を発信し、質の保証を担保しようとする取り組みは、優れている。高校生向けのセミナーでの発信は、本プログラムに関心を抱く可能性のある学生を確保するための一つの工夫である。

モニタリング実施側からのコメント

- ・ 受講生からのアンケート結果などが、各担当教員にどのようにフィードバックされるかという具体的仕組みについて、今後のいっそうの取り組みを期待したい。

大学が指摘した課題とそれに対するコメント

○大学が指摘した課題

- ・ 学生の負担も考慮しながら学習成果の公表の機会を増やす。
- ・ 本プログラムが学部生向けであることに主眼を置いた、プログラムの継続のための検討が必要である。

○コメント

- ・ 助成終了後のプログラムの継続は、種々の財政的措置を伴うだけに容易ではないが、プログラムの継続に向けた努力をお願いしたい。
- ・ 学部生向けプログラムは、他大学へのモデルとしての影響が大きいと考えられるところから、バランスの取れた科目配置を含めて、安定的な教育の運営上からも重要である。プログラム参加学生が4年で卒業できるように保証することも、そのポイントの一つとなりうる。そのためには、教育交流の形を取って、日本側からの教員派遣による「教員＋学生」の形のシステムも、相手大学を尊重するという前提のもとで、ありえるのではなかろうか。